

第44回 摂津市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 令和7年6月5日(木) 午後3時～午後4時

2. 場 所 摂津市役所 本館3階 301会議室

3. 出席者 (委 員) 11名出席 3名欠席

(事務局) 6名出席

建設部：永田部長

都市計画課：藤井課長、伊藤課長代理、木村副主査、

池上主事、木澤主事

4. 案 件 北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

摂津市都市計画審議会傍聴に関する取扱要領の改定

【司会（藤井課長）】

ただいまより、第44回摂津市都市計画審議会を開催いたします。

開催に当たりまして、市長から挨拶がございます。

よろしくお願ひします。

【市長】

摂津市長の嶋野浩一朗でございます。

皆様方におきましては公私何かとお忙しい中だと思いますが、摂津市都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

日頃、皆様方におかれましては摂津市における都市開発等、様々な形で市政運営にご助言をいただきしておりますことを、この場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

昨年の10月に市長に就任させていただきまして、前回の都市計画審議会はその直後だったかと思います。

それから半年以上が経過をいたしました。多くの皆様から様々な声をお聞かせいただきまいりましたし、また私も実際に様々な現場に足を運ぶようにしております。

本日も味舌小学校と千里丘小学校に伺ってまいりました。

千里丘小学校の新たな校舎を建設している様子を既存の校舎の上から視察いたしました。実際に足を運ぶことによって、様々な声もお聞かせいただくことができますし、また様々な雰囲気もつかめると改めて感じたところでございます。

引き続き、このような姿勢を持ちながら市民の皆様がウェルビーイングを実感で

きて実現できる取り組みを進めていきたいと思っておりますので、引き続き皆様方のお力添えをお願いしたいと思っております。

今社会の状況に目を落としますと、皆様方も不安に思われることが様々あるのかなと思います。その中で我々といたしましても、他人事ではないと思っているのが埼玉県八潮市の事故です。

あの事故は、下水道管が老朽化し、腐食が進み、そこに大きな穴が開き、道路が陥没したということでございます。そこに、そのタイミングで通っていたトラックが穴に落ちてしまったということでございます。

あの状況自体は摂津市といたしましても、もちろん他人事ではございません。

その為、摂津市内に埋まっている下水道管の確認をいたしました。

結論から言いますと、老朽化はしておりますが応急に修繕をする必要があるというところはない状況でしたが、八潮市の事故もつい最近に調査をしたと伺っております。しかしその時点においては応急の修繕は必要ないという判断をされました。あのような事故が発生しております。

そのため何かおかしな異変が生じた場合には、警察とも連絡連携をとらせていただきながら、思い切って通行を止めるということも必要なのではないかと思っておりますので、ぜひその点についても、皆様のご協力ご理解をいただけるとありがたいと考えているところでございます。

一方で市民生活という点に目を向けてまいりますと、米の高騰が非常に話題になっていますが、物価も相当高くなっています。

こういった状況の中で先ほどの話と連動してまいりますが、いかに社会資本を整備し、更新していくのかということに対して、今まで以上に細かな判断をしていく必要があるのかと考えているところでございます。その中の一環ではないですが、これまで摂津市として考えておりました、都市計画についても、修正を行ったところがございます。

前回の都市計画審議会の中で、鶴野地区の公共施設再編について皆様よりご意見をいただきました。しかし現在、非常に事業費が高騰しているということもあり、環境センターの解体について、若干延期いたしました。また給食センターの建設についても苦渋の決断であります。3年先に延ばすという決断をいたしました。

これはやはり今の状況を考えた場合、摂津市のまちづくりをしっかりと持続可能なものにしていくという中で、多くの皆様からいろいろとお叱りやご意見をいただきましたけれども、このような判断をさせていただいたところでございますので、その点については前回の都市計画審議会の中でもご議論いただきましたのでご報告させていただきたいと思います。

またこの点については、その他多くの方々にご理解いただけたらと思っているところでございます。

今、千里丘駅西地区の再開発や阪急京都線の連続立体交差事業もそうでございまし、南側に目を向けてみると、河川防災ステーションについてもこれから取り組

んでいくという状況でございます。

様々な関係機関ともご協議いただきながら進めていきたいなと思っておりますのでどうかよろしくお願ひいたします。

本日の審議会でございますけれども大阪府全体の将来を見据えた都市計画の方針でございます、「北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更について」もう1点が「摂津市都市計画審議会傍聴に関する取扱要領の改定」についてでございます。

何卒皆様方の豊富なご経験と知見に基づき忌憚のないご意見を賜りますようによろしくお願ひ申し上げまして、ご挨拶させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会（藤井課長）】

ありがとうございました。

市長はここで一旦退席されます。

それではまず、配付資料の確認からお願ひいたします。

お手元にあります、本日の次第

2点目は、第44回摂津市都市計画審議会配席図

3点目は、摂津市都市計画審議会委員の名簿

4点目は、北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更について（諮問の写し）

5点目は、摂津市都市計画審議会傍聴に関する取扱要領の改定（付議の写し）

6点目は、議案書

7点目は、パワーポイントの資料

になってございます。以上7点お揃いでどうか。

続きまして、先の3月の人事異動に伴い第3号委員の変更がございましたので、新たに委員になられた方をご紹介させていただきます。

第3号委員の摂津警察署長 嶋本委員でございます。

【委員】

摂津警察署長の嶋本です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【司会（藤井課長）】

本日の審議会は3名が欠席でございますが、摂津市都市計画審議会条例第6条第2項に定められております、2分の1以上の委員の出席をいただいておりますので、本日の審議会の方は成立いたしております。

早速ではございますが、会長に議長をお願ひいたします。

会長よろしくお願ひいたします。

【会長】

皆さんこんにちは。

本日はご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

それでは本日も様々なご意見を賜ればというふうに思っておりますのでどうぞよろしくお願ひします。

それでは、ただいまより第 44 回摂津市都市計画審議会を開催させていただきます。

お手元の次第にございますようにまず、議案番号 101 「北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更」につきましてお諮りをさせていただきたいと思います。まず事務局から説明いただければと思います。

よろしくお願ひします。

【事務局（伊藤課長代理）】

それでは、議案番号 101 「北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更について」ご説明させていただきます。

本案件は、都市計画法第 6 条の 2 の規定により、大阪府が策定する「北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針」を、この度変更するにあたり同法第 18 条第 1 項の規定により、大阪府より令和 7 年 3 月 5 日に本市への意見照会があり、それに対する本市の意見を形成するためのものでございます。

次に、本議案に対する説明内容ですが最初に、北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針について、次に変更箇所についてご説明させていただきます。

なお北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針について、今後の説明は都市計画区域マスタープランと言い換えさせていただきます。

ではまず初めに都市計画区域マスタープランについてご説明いたします。

この都市計画区域マスタープランとは都市計画法第 6 条の 2 に規定されており、都市計画の目標や区域区分の決定の有無、区域区分の決定の方針等について定めるものとされております。

本方針を定める意義といたしましては、まちづくりの主体というのは市町村ですが、大阪府域は市街地が連担し、一体的な都市空間を形成していることから、広域的な観点で、土地利用の方針等を示すことが重要となっているためです。

位置付けといたしましては、上位計画である大阪府国土利用計画などに適合させるとともに、その他の関連計画と整合を図ることとしております。

市町村の都市計画マスタープランは、この都市計画区域マスタープランに即することとされており、本市におきましても、この都市計画区域マスタープランに即した形で令和 5 年度に改定を行ったところでございます。

次に、都市計画区域マスタープランの内容ですが、都市計画区域マスタープランの概要、都市づくりの目標、区域区分（線引き）の決定に関する方針、主要な都市計画の決定の方針、都市づくりの推進に向けて、以上の 5 章で構成されており

ます。

次に今回の都市計画区域マスタープランの変更箇所についてご説明いたします。お手元の議案書の1ページも併せてご参照ください。

今回の変更案である都市計画区域マスタープランの本編、用語集および新旧対照表は別で添付しております。

次に変更理由でございますが、

北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針のうち、区域区分（線引き）の決定に関する方針が、目標年次である令和7年を迎えたことから、変更を行われるものでございます。

なお、説明は前方のスクリーンを用いて行わせていただきます。

初めに、第1章および第2章についてご説明いたします。

第1章「都市計画区域マスタープランの概要」には、マスタープランの意義・目的や目標年次、北部大阪都市計画区域の概要として、人口の推移や土地利用の状況、産業の動向などを示しております。

次に、第2章「都市づくり」の目標には、3つの大阪の都市づくりの基本目標と6つの大阪の都市づくりの方向性、そして2つの大阪の都市づくりの視点を示しております。

続いて第1章および第2章の変更箇所でございます。

この第1章および第2章につきましては、国立社会保障人口問題研究所の人口統計や、都市の構造、土地利用の状況といった基礎データの時点更新や関連計画等の整合を確認し、必要に応じた修正を行うなど、軽微な修正となっております。なお、第1章から第2章に関わる変更箇所につきましては別添の新旧対照表にも記載されておりますので併せてご参照ください。

次に第3章についてご説明いたします。

第3章「区域区分（線引き）の決定に関する方針」でございますが、まず区域区分（線引き）とは何かと申しますと、市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域である「市街化区域」と市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」との区分のことで、同区域区分の変更の方針などを示しております。

続いて変更箇所についてですが、今回、都市計画区域マスタープランを変更するにあたり、令和5年2月に、大阪府がその考え方をまとめました「第9回市街化区域および市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」の内容の反映、次に目標年次である令和12年における人口、世帯数および産業の見通しと市街化の現況および動向から目標年次における市街化区域の規模の見直し、そして保留区域の設定を見直しております。

なお保留区域につきましては、後ほど詳しく説明いたします。

続きまして、変更箇所についてご説明させていただきます。

なお、都市計画区域マスタープランの変更案につきましては21ページをご参照ください。

まず一つ目の変更点であります（2）第9回区域区分変更の実施の基本的な考え方といったしまして、上から四つ目の「計画的な市街地の形成の見込みがない区域等を市街化調整区域へ編入するなど、市街地規模の見直しも見据えながら、適正な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持します」となっております。

こちらの変更前につきましては、「計画的な市街地の形成の見込みがない区域等を市街化調整区域へ編入するなど、適正な区域区分の変更を行い、良好な市街地を形成・維持します」とされておりましたが、今回の変更によりまして「市街地規模の見直しも見据えながら、」この一文が追加されております。

次に上から七つ目の都市農地につきましては、「都市農業振興基本計画（平成28年5月閣議決定）において、「都市にあるべきもの」と位置づけられたことを踏まえ」という一文が削除されております。

次に（3）新たに市街化区域への編入を検討する区域の変更点でございますが、1点目の新市街地については、変更前と比較いたしまして、地域の生活拠点、こちらを鉄道駅や市役所、町村役場等と具体的に記載するとともに、主要な幹線道路というものを4車線以上を基本とすると具体的に示されております。

次に、2点目の既成市街地につきましては、対象地域から除かれる条件に「新たな土地利用の更新がない区域」が追加されております。

3点目の飛地につきましては、面積条件が20ヘクタール以上だったものを、50ヘクタール以上としたこと、そして変更前は、「計画的な市街地の形成が確実に図られる区域」と規定しておりますのを、「新市街地に掲げる区域（ただし、現行の市街化区域と一体であることを除く）ただしインター・チェンジ等と一体となって、計画的に整備される工業等の適地などにあっては、20ヘクタール以上を目途とした一団の土地の区域）といった形でより具体的な規定をされております。

次に（4）市街化調整区域への編入を検討する区域といたしまして、変更前は、「計画的な市街化の見込みがない区域」としておりますのを、今回「開発又は建築行為がほとんど行われておらず、計画的な市街地整備の見込みがない区域」と、より具体的な表現に変更されております。

続きまして二つ目の変更点として（6）目標年次における市街化区域の規模において、概ねの人口、産業の規模、市街化区域の規模をそれぞれ現行では、令和7年を目標年次としておりましたが、目標年次を令和12年とする数値に変更されております。

三つ目の変更点でございます、4.市街化区域への随時編入（保留区域の設定）についてですが、保留区域とは、現時点では市街化区域へ編入しないものの、目標年次の令和12年までに、事業の実施が見込まれる区域で計画的な開発事業が実施されることが確実になった時点で、随時市街化区域へ編入する区域であります。

今回の変更では、能勢町1地区、高槻市1地区の計2地区を保留区域と設定して

おります。

なお高槻市の地区は、現在の都市計画区域マスターplanでも設定されているものでございまして、能勢町は今回新たに設定されるものです。

なお、現在の都市計画区域マスターplanでもう1地区設定されております、箕面市の川合・山之口地区につきましては既に市街化区域に編入されております。以上が今回の都市計画区域マスターplanの第3章にあたります、「区域区分の決定の方針の変更」についてです。

次に第4章および第5章についてご説明いたします。

まず第4章「主要な都市計画の決定の方針」ですが、こちらには土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、その他という四つの方針を示しております。

まず土地利用に関する方針には、市街化区域や市街化調整区域の土地利用の方針などを示しております。

二つ目の都市施設の整備の方針には、連続立体交差事業などの都市高速鉄道や道路などの交通施設、下水道、公園などの整備の方針を示しております。

三つ目の市街地開発事業に関する方針には、立地特性、土地利用特性に応じた拠点の整備の方針として、市街地再開発事業などを示しております。

四つ目のその他の方針は、都市防災やみどり、都市景観などの方針を示しております。

次に第5章「都市づくりの推進に向けて」は、産・公・民・学との連携・協働やエリアマネジメントの推進、民間活力の活用、ICTなどを活用した都市マネジメントの推進などについて示されております。

第4章の変更箇所でございますが、こちらは第1章および第2章と同様に下水道の普及率や関連計画の年次・名称の変更といった基礎データの時点更新や、電動車の普及促進等に取り組むといった旨を追加するなど府の関連計画等の整合を確認し、必要に応じた修正の実施を行うなど軽微な修正となっております。

なお、第5章について変更はございません。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。

本日の都市計画審議会でご答申いただきました内容を本市の意見として、大阪府へ回答させていただきます。

その後、大阪府において、各市町村からの意見や縦覧の意見を踏まえ、取りまとめた案について、大阪府の都市計画審議会へ付議を行い、承認された後、国との協議を経て、都市計画決定を行う予定と伺っております。

以上で議案番号101「北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更について」の説明を終わらせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございます。

摂津市はかなり成熟した都市になっておりますので、これから開発ということで

もないので内容的には摂津市よりももっと北側のお話が多くなってくるのかなと思つておりますがいかがでしょうか。何かご質問ご意見ございましたらお出しいただければと思います。

【委員】

一点確認で、新市街地ということで、主要な幹線道路4車線以上とするということでお市内において4車線以上となると、大阪中央環状線くらいしかなく、そうなると新しく開発されている市街化区域と必ずしもイコールではない部分になつてくるのかなという気がします。

【事務局（伊藤課長代理）】

今回、大阪府が示されております4車線以上のところというのは市街化区域へ編入する区域になりますので、現在市街化調整区域のところを市街化区域に入れるところということになります。

スクリーンに都市計画図を示させていただいておりますけれども、本市においては、ほとんどが市街化区域でございまして、一部、鳥飼八町地区の部分が市街化調整区域になっております。

こちらの中でご説明したような編入の考え方沿つていれば、市街化区域へ編入というのを検討はできるところにはなつていますが、本市といたしましては市の都市計画マスタープランにおいて、市街化調整区域については、基本現状維持というところを方針に掲げておりますので、鳥飼八町地区の市街化調整区域に何か影響を与えるというところでは現時点ではないという風に考えておるところでございます。

【会長】

他いかがでしょうか。

【委員】

初步的な質問になりますが、理解を深める意味でお尋ねさせていただきます。一つは先ほど説明があった、パワーポイントの9ページにある、第3章区域区分（線引き）の決定に関する方針の基本的な考え方というところで、新旧の比較で平成28年度閣議決定された、都市農業振興計画という文言が今回削除されております。

後段の方に食料等の安定供給や災害時における活用等々書かれていて、いわゆる改めて平成28年度に都市において農地があるべき姿と位置づけられて出発しているので、その中でその言葉がなくなつてるので、単純に規制化されて、その通り普通のこととして、そういうことを前提として進む計画になつてていることなのかな。第4章にも同じ言葉があり、被つてはいるから削除されたということなのかな。

それを説明していただきたいと思います。

二つ目は答えられにくいかもわかりませんが、目標年度の変更に伴う人口や産業規模、市街化区域の3項目について、改めて令和12年度に目標設定がされていますが、その背景にある国立社会保障人口問題研究所や国の工業統計調査等、様々なファクターがあり全国的な項目ごとの将来像にも基づいて計算されてきていると思いますが、それを一般的に言った場合に、令和12年に向けてどういうことが想定され、今回関係機関の計算に基づいて地方自治体の変更となってきたのかということについてわかる範囲でお答えいただければと思います。

三つ目は保留区域の見直しの問題です。

単純に市街化区域の前段ということだと思うのですが、

いわゆる能勢町と高槻市の近い将来に市街化区域に編入されるという前提で位置づけられていると思うのですが、市街化されて人口が増えていくことで理解していいのかということについて、以上3点教えていただけますでしょうか。

【事務局（伊藤課長代理）】

まず1点目の都市農業振興基本計画が、第3章から削除された理由でございますが、先ほど委員がお示しされましたように、第4章の都市施設に都市農業振興基本計画が入っておりますので同じことを一つの計画に記載するのも意味がないというところもあり、今回表現を省略されたということです。

次に2点目の目標年次の規模につきましては、こちらの表にも書いておりますように、まず人口につきましては日本の地域別将来推計人口、こちら国立社会保障・人口問題研究所が出しているものを踏まえて、都市計画区域ごとに算出されており、目標年次における産業の規模については、工業統計調査を基に算出されておりますので、このような基礎データをもとに算出されているというふうに認識しております。

この中で目標年次における市街化区域の規模について令和12年では19,227haとなっております。こちらの算出方法を大阪府へ確認したところ、現在の市街化区域の規模になっているということでございます。

先ほど述べましたように、現在の都市計画区域マスタープランから新たに市街化区域に編入された部分がございます。

そちらによって19,205haから19,227haと増加されております。

今回の変更では、まずは、現在の市街化区域の規模を維持することを目標とするものとして、現在の市街化区域の規模を設定されているというふうに伺っております。

最後の保留区域に関しましては、この保留区域というのは将来的に開発が行われる前提で各市町村が大阪府と協議し位置付けるものでございますので、当然ながら今後、保留区域が市街化していくというふうに認識しております。以上でございます。

【委員】

2点目の令和12年度に係る三つの目標設定のうち、人口問題だけ再度確認の上、お聞かせをいただきたいと思います。

現行マスタープランの場合に、令和7年で、1783.6千人ということ目標数値となっており、変更後のマスタープランの令和2年度末（実績）では1815.2千人になっています。また令和12年における目標数値として、1786.0千人になるということで差し引きすると約3万人減ということになりますが、人口問題研究所などの計算によると思いますけども、いわゆる北部地域で3万人減ということで単純に認識しても良いのか。確認の意味で教えてほしい。

【事務局（伊藤課長代理）】

少子高齢化というところが背景にあり、人口は増加していくのではなく、減少していくというところは、やはり北摂地域だけではなく、日本全土の課題だと思いますので、そのようなところの要素も踏まえて、国立社会保障・人口問題研究所が推計されたものと考えております。

妥当性というのは我々としても断言はできませんが、このような社会的背景をもとにすると減少するというところもあり得るではないかというふうに認識しておるところでございます。

【会長】

国立社会保障・人口問題研究所も様々やっていただいておりますが、いわゆる出生と死亡で増減する自然増減は、一定トレンドでわかるのですが、転出転入の状況のいわゆる社会増減は考察するのが難しいというところがあり、そこは誤差が大きく出てきてしまう可能性はあります。ただし北摂地域はまだまだ転入が多くございますので、他の地域に比べて減りは少なく、逆に増えているというところもございます。

その為、このようなところを、この5年間で読み取るかというので、この辺りは社会増減のところで誤差は出てくる可能性はあるのではないかというふうに思っております。

前回の改定もそうですが、今まで経済成長や人口が伸びている時の計画で、市街化を積極的に進めていこうという話でしたけれど、ここ20年間はそういうことではなく、逆に経済成長しない、人口も減っていくという時代の中で都市計画の考え方をそもそも大きく変えていこうというような話になっており、そういう意味では開発の可能性が低いところまで市街化を広げていくというのをこれからは認めないよということと、先ほどご質問にありましたように、元々市街化区域と市街化調整区域を分けて、市街化区域は積極的に市街化を進めていくため、農地を農地のまま置いておくのではなく、積極的に宅地化をしていくという考え方で進めてきたのですが、今のご時世そうではないと。市街化区域の中での農地が中々宅地化していかないという状況の中で、それだったら積極的に農地のまま利

用していこうというところを強調するために現行マスタープランには記載されていたのですが、それが当たり前の状況になってきておりますので、市内の農地でも市街化区域内の農地でも、積極的に農地として活用していくということで今回のマスタープランでは削除されたかと思います。

保留区域について補足をすると、大阪府が行う、線引きの見直しは5年に一度だけです。その為、この5年間の間に市街化の見込みがあるけども、今はまだ動いていないというところを、その5年間留保するために保留区域というのがありますので、先ほどあった箕面市の川合・山之口地区については、既に土地区画整理事業が進捗しており、市街化が進むという可能性が出てきましたので、保留区域から市街化区域へ編入されています。

今回の2地区は、次の5年間の中で様々な事業を考えられて市街化を目指しているが、地権者との合意形成等に時間がかかる為、合意形成ができたらすぐに市街化区域に編入をして事業を開始できるような形で留保しておきましょうという2地区になっております。

そういう意味では、摂津市は市内の大部分が市街化しており、逆に市街化の余地がないというところでありますので、状況が少し違うかと認識しています。

参考になるかわかりませんが、大阪府は5年に一度の線引きの見直しですけども、私奈良県の都市計画審議会も入っておりまして、奈良県は市町村の希望があれば、隨時県の都市計画審議会に上げ、そこで線引きを見直していくことになりますので、保留区域というものが必要のない状況であるため、動き始めたらすぐに県の都市計画審議会で議論ができるということになっております。

さらに言うならば、奈良県は特に南部地域がここ以上に市街化が厳しい状況になっておりまして、これから議論をしてどういう手筈で整えていくのかというのと、今と状況は違うということで議論を始めているところでございます。

今は市街化区域と市街化調整区域の線引きですけども、今奈良県で検討を始めているのが都市計画区域から外そうかどうかということも、そろそろ検討をしておかないといけないのではないかとやっているところでございます。

都市計画区域から外れると、都市計画法の規制から外れてしまいますが、開発の圧力というのが来ないという状況になりつつありますので、そういった意味でも、日本は大きく時代が変化しているというふうに思っております。

またそういう意味では大阪府は少なくとも現状維持で動けるような状況にあるのではないのかなというふうに思っております。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは確認のためのご質問がございましたけれども異議ということはなかったかと思っておりますので、お諮りをさせていただきたいと思います。

議案番号101「北部大阪都市計画区域の整備、開発および保全の方針の変更」について、意見なしとして答申することにご異議ございませんでしょうか。

【委員各位】

異議なし

【会長】

それではご異議がないということでございますので、意見なしとして答申をしたいと思います。

続きまして議案番号102「摂津市都市計画審議会傍聴に関する取扱要領の改定」につきまして、まずは事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【事務局（伊藤課長代理）】

それでは、議案番号102「摂津市都市計画審議会傍聴に関する取扱要領の改定」につきましてご説明させていただきます。

本議案についてですが、初めに変更の理由を説明いたしまして次に変更箇所を説明いたします。

まず初めに変更理由でございますが、本要領につきましては、平成12年9月9日の施行以後、改定を行っておりませんでしたが、本審議会のより円滑な運営を図っていくため改定するものでございます。

次に変更箇所を説明いたします。

議案書の2ページ、3ページおよび本スライドをご覧ください。

議案書には改定後の傍聴要領を記載し、本スライドには新旧対照表を記載しております。

変更箇所は三点でございます。

まず一点目、第2条傍聴人の定員につきましては、これまでの要領では、傍聴人の定員は一般傍聴人は6人、報道関係者は7人としていたものを、傍聴人の定員（報道関係者を含む）は、会議の開催場所の規模等により、会長が決定するに変更いたします。

変更の理由といたしましては、現在まで定員を定めておりましたが、会議開催場所が固定されたものではなく、開催場所次第では、現行の設定されている傍聴人席を設けることが困難なこともあります、本案の通り変更したいと考えておるところでございます。

次に二点目、第3条傍聴の手続き等につきまして、これまで傍聴の申し込みの受付は会議開催時刻の30分前から開催時刻の10分前まで会場において行う、としていたものを、傍聴申込の受付は、受付開始指定日から会議開催の1開庁日前までとし周知の際に明示する、申し込み方法は、会議事務局窓口、電話での申し込みとする、申し込みの受付は先着順とし、定員になり次第終了する、前2項で申し込みを行った者が、会議開催の10分前までに会議開催場所に現れなかった場合は、傍聴の権利を放棄したものとみなす、に変更いたします。

この変更理由といたしましては、当日申込から前日までの申込受付とすることで

本審議会の準備運営を円滑に実施させること、また傍聴人の権利をより明確化することでトラブル等の防止に繋げること、そして当日傍聴に来られた方が結果的に傍聴できないといった事態とならないよう、傍聴を希望される方への配慮を主な目的として、本案の通り変更したいと考えております。

三点目に、第4条会議開催の周知について、次の通り変更いたします。

会議開催の周知は原則として次に掲げる事項を、開催日の1週間前までに市ホームページおよび掲示板に掲載することにより行う、ただし事情が許す限り、市広報紙「広報せつ」においても掲載し、周知を図ることとする、としております。

そして、掲載する事項は（1）会議の開催日時および場所（2）議題（3）受付開始指定日（4）傍聴定員（5）傍聴手続の5項目でございます。

この変更理由といたしまして、これまで周知方法は本要領に従い市役所の玄関にある掲示板に掲示しておりましたが、更なる周知が必要と判断いたしまして、ホームページと広報紙を使用して周知する運用をしていましたところであります。

今回の要領の改定に合わせまして、現在運用として実施しております周知方法を明文化するものでございます。また現行要領の第4条（3）傍聴の可否、こちらを削除した理由といたしまして、本要領は第1条に「傍聴に関し必要な事項を定める」と規定している通り、傍聴を行うことを前提とした要領でございますので、現行の第4条（3）に当たる傍聴の可否については不要であるため削除し、新たに傍聴の受付開始指定日を追加しております。

また、附則として改定後の要領の施行日を追加しております。

以上で議案番号102「摂津市都市計画審議会傍聴に関する取扱要領の改定」の説明を終わります。

よろしくお願ひいたします。

【会長】

ありがとうございます。

それではただいまの内容でご意見・ご質問ありますでしょうか？

いかがでしょうか？

【委員】

確認ですが、これまでに傍聴のお問い合わせで今回変更したことでの質問等あったのでしょうか。

また、現行要領では掲示板のみの掲示だが、ホームページに掲載してほしい等の要望はあったのか。

【事務局（伊藤課長代理）】

現時点では、この要領に変更されておりませんので、問い合わせはありませんでした。

また、既に掲示板だけではなく広報紙やホームページの掲載も必要と判断し、実際の運用としては行っておりましたので、そのような要望等を受けることはありませんでした。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

平成12年から改定していないということで、25年前に決めたということになりました、25年前を思い出していただきますと、それほど皆さんがホームページを見るという時代ではなかったと思います。少し脱線しますがiPhoneができたのが2007年ですので、世の中にスマートフォンがなかった時代の要領で運用していたものを時代に合わせた実態にしていこうというご提案かと思います。ちなみに市民の方からすると今の運用ですと、もしくは傍聴の方が来られた場合は、来たのに入れないということが起こってしまう危険性があったものが、1日前までに申し込んでいただくことで、傍聴できるか、できないかという確実性が増すっていうことで、市民サービスの向上にも繋がるのかなというような判断をしております。

その他、ご質問はございますか。

【委員】

ご説明ありがとうございます。

ホームページにも掲示するということであればなんですが、第3条第2項の申し込み方法を、窓口、電話での申し込みとするということに限定した理由はありますでしょうか。

というのはメール等で申し込むというやり方もあるのかなと思ったのですが、教えていただけますでしょうか。

【事務局（伊藤課長代理）】

今回、窓口、電話のみに限定させていただいた理由といたしまして、あくまでも傍聴定員につきましては先着順でございます。その中でメール等での申し込みといたしますと、メール等の確認するタイミングによって、先着順というのが逆転してしまう恐れがあると考えたためです。

メールが届いた後に窓口での申込受付を対応し、その後にメールが届いていることに気づき、順番が前後してしまう等のトラブルが考えられますので、確かにこの時代ではございますけれども、そういうトラブル防止のためにメールでの申し込みというのは、今回は除いた要領に変更したいと考えております。

【委員】

今回はこれでいいと思うのですが、今後はもしかしたら逆にメールとかフォームとか何か一つに絞って、1つの方法での申込にするのも良いのかなと思います。電話や窓口だと開庁している間しか申込ができないし、メールやフォームだと時間が関係なく申込できるので、その方がもしかしたら市民に優しくなっているのかもしれません。

今回は提案いただいている変更案で問題ありません。

【事務局（伊藤課長代理）】

インターネット等はご高齢の方など、どこまでお使いになられているかというところもありますので、今後の時代の変化に応じて検討させていただければと思います。

今回は提案させていただいている内容で進めさせていただきたいと思っております。

【会長】

抽選にすれば多様な申込方法にできるのですが、抽選がいいのか先着順がいいのか、そこについては、事務局も悩まれているところだと思います。

他いかがでしょうか。

【委員】

第3条の傍聴手続きに関してお聞きします。

今回、1開庁日前に傍聴をする方を確定しますので、申込をした傍聴者が、例えば公共交通機関で事故が発生し遅延したり、自転車で来た場合に事故に合い、その処理に時間がかかるとか、本人の責任ではないところで遅れて来られた場合に参加できる余地を残せないというところをどのように考えたのか教えていただけますでしょうか。

【事務局（伊藤課長代理）】

傍聴人の方がそのような事故等にあったとしても、審議会自体の開催時間というのは固定されておりますので、その方にとって非常に申し訳ないのですが、審議会は定刻通り開催するというのが基本でございますので、それで来られないという場合は、傍聴の10分前まで現れなかったということで対応をさせていただくしかないのかなと考えております。

傍聴の方が遅れた理由が本当に正当な理由かどうかというのも、事務局としては確認ができませんので、やはり審議会開催の10分前というところで判断をさせていただければと考えております。

【委員】

細かいところで、申し訳ないのですが、やはり参加時刻を限定されてなければ、そういう問題もないのですが、例えば関係する案件だったら、傍聴者も参加したいということが発生する可能性もあると思うので、例えば事前に、こういう状況で遅れますという連絡ができる体制があるならば、事務局側は対応に追われるこにはなりますが、そういう対応もあってもよいという気はしますので、検討していただければと思います。

【事務局（伊藤課長代理）】

要領としては、提案させていただいている内容で進めさせていただきますが、運用の中での、何か対応できないかというところを会長ともご相談しながら検討していきたいと思います。

【会長】

学生の遅刻も同じような扱いになっていまして、よく電車が10分遅れたから何とかなりませんかと言ってくることがあるのですが、10分前に出たらそういうことにならなかったという話ををしていまして、やはり10分前に着くということをあらかじめ申し上げておりますので、不測の事態は仕方がないですが、時間的余裕を持って会場に向かうということも必要かなと思っております。

【委員】

会議開催の周知はホームページでも周知されているということですが、摂津市としてLINEでのイベント等の周知をしていると思うのですが、それを利用しての周知は行っているのでしょうか

【事務局（伊藤課長代理）】

現状として、LINEでの周知は行っておりません。あくまでも要領に記載されている掲示板およびホームページ、広報紙を用いての周知としております。

【会長】

余地を残すのであれば、市ホームページと特定しておりますけども、電子媒体等という書きぶりでしたら、様々な手段がこれからも使えるようになっていきませんかということです。

基本的にはホームページだろうと思うのですが、他で使えるならば、インスタグラムもあるかもしれませんし、LINEもあるかもしれませんし、結局はそういう形で市民が自分の時間で見れるところに掲載していくということですからホームページと限定するかどうかだと思っております。

【事務局（伊藤課長代理）】

現段階では LINE の登録者も限定されているので、基本的なルールとしては提案させていただいているホームページという要領で進めさせていただきまして、LINE につきましては、所管課と調整しながら、運用上の中で検討させていただければというふうに考えております。

【会長】

はい。ありがとうございます。

隣接している茨木市は「いばライフ」というアプリがありまして、それで広報誌の内容も全部アプリで読めるようになっていますので、そういうものがあると、そっちの方が便利かもしれないそうですね。電子広報誌みたいな感じです。市ホームページとかで進めていただき、他の電子媒体で連動できるのであれば、積極的にどんどん出していただくということでいいですかね。

【事務局（伊藤課長代理）】

はい。その通りです。

【会長】

他いかがでしょうか。

その他事項になってしまふかもしれないのですが、定員を増やす方法もありまして、例えば、豊中市はリモートで別室に飛ばして、傍聴者は別室で傍聴しているというやり方をしています。そうすると、その部屋の大きさにもよりますが、何十人と傍聴することが可能になっています。

工夫をすれば、定員を増やす方法はありますよっていうことで、またご検討いただければと思います。

ちなみに兵庫県川西市の都市計画審議会は、コロナ禍が明けてもリモートで都市計画審議会を開催しています。ということでそうすると傍聴も色々な場所でできるということになりますので、他市を見ると色々な工夫をされておりますので、また試行錯誤していただければというように思っております。

さらに、これは傍聴ではありませんが、岸和田市は重要案件の場合は、説明会を行っており、動画配信も行っております。そうすると、説明会には、10数人程度しか来ませんが、動画配信を2,000人ぐらい視聴していますので、積極的に情報を発信するという意味では、摂津市も説明会が必要な重要案件は、岸和田市のように動画配信っていうのも考えていただいてもいいのかなというふうに思っております。

ではいろいろご質問、今後のご要望ございましたけれども、お諮りをさせていただきます。議案番号102「摂津市都市計画審議会傍聴に関する取扱要領の改定」につきまして、原案の通り同意するということでご異議ございませんでしょうか。

【委員各位】

異議なし

【会長】

ありがとうございます。

それでは異議なしということで答申させていただきます。

次回以降の本審議会につきましては、この要領で進めてまいりたいと思います。
それでは市長への答申の準備がございますので、暫時休憩とさせていただきたい
と思います。

【暫時休憩・市長入室】

【会長】

それでは再開をさせていただきたいと思います。

【答申書朗読】

【市長】

本日は長時間にわたりまして慎重ご審議をいただきまして誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

会長から代表いたしまして、答申を拝受いたしました。

これから将来を見据えて都市計画進めていきたいと思っておりますので、引き続きそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただけるとありがたく思っております。

重ねて本日は皆様方にご審議いただきましたことを心から感謝申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

【司会（藤井課長）】

市長はここで退席されます。

【会長】

ありがとうございました。それでは予定をしておりました案件全て終了しましたが、その他で何か委員の皆様からございますか。

特にない様でございますので、これをもちまして摂津市都市計画審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。